

財務諸表作成上の留意事項(その4)

固定資産、繰延資産と減価償却実施額

はじめに

弊社に経営状況分析を申請いただいた財務諸表のうち、誤りが多く、修正をお願いした事項の中で、特に事例が多かった事項について解説します。今回は、固定資産、繰延資産と減価償却実施額についてです。ご不明の点などがありましたら、弊社までお問合せ下さいませようお願い申し上げます。

なお、本文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ、お断りしておきます。

1. 有形固定資産

有形固定資産の表示については、取得価額から、減価償却累計額を控除する形式で記載していただく必要があります。以下は、取得価額が10,000千円、減価償却累計額が4,000千円、帳簿価額が差引で6,000千円の場合の記載例です。

建物・構築物	10,000	
建物・構築物減価償却累計額	4,000	6,000

2. 投資その他の資産

破産債権、更生債権等

受取手形、完成工事未収入金、売掛金、短期貸付金、未収入金等の金銭債権のうち、破産申請されたもの、会社更生法や民事再生法の適用を申請されたもの、その他の長期滞留債権で、一年以内に回収することが見込めないものについては、この科目に振替えていただく必要がありますので、ご注意ください。

3. 繰延資産

申請用の財務諸表上、繰延資産に計上することができるのは、商法に規定されている、創立費、開業費、開発費及び研究費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、建設利息の7項目に限られます。

法人税申告書に添付された決算書には、これら以外の科目が繰延資産に計上されていることがあります。

具体的には、公共的施設の負担金、建物等の賃借権利金、ノウハウの頭金等があります。これらは、『税務上の繰延資産』と言われているものですが、申請用の財務諸表に計上することができる繰延資産は、商法に規定されているものに限られますので、これら税法上の繰延資産は、投資その他の資産の『長期前払費用』等の科目に振替えていただく必要があります。

なお、税法上の繰延資産として、『ソフトウェア』が計上されているケースがあります。ソフトウェアは、従来は税法上の繰延資産とされていましたが、法人税法が改正となり、現在は無形固定資産とされています。

したがって、繰延資産に『ソフトウェア』が計上されている場合には、無形固定資産に振替えていただく必要があります。

4. 減価償却実施額

減価償却実施額は、Y点の計算をする際のキャッシュフローの金額を算定するための構成要素のひとつです。

この『減価償却実施額』は、有形固定資産および無形固定資産に係る減価償却費の金額を計上します。ただし、租税特別措置法に基づく特別償却の金額を利益処分方式で『特別償却準備金』として計上した場合には、当該金額は、『減価償却実施額』に含めることはできませんので、注意が必要です。

減価償却実施額については、その金額を確認するための書類として、以下のものをご提出いただいております。

法人税申告書別表16(1)(定額法)

法人税申告書別表16(2)(定率法)

法人税申告書別表16(6)(一括償却資産)

なお、3.に記載した『ソフトウェア』の償却を法人税申告書別表16(5)(繰延資産)により実施している場合には、当該金額も減価償却実施額に含めることになりますので、別表16(5)もご提出いただくことになります。

(取締役業務部長 公認会計士 矢島和彦)